

令和7年度精華町デジタル人材・起業家育成支援型事業委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、令和7年度精華町デジタル人材・起業家育成支援型事業の委託にあたり、企画提案による公募型プロポーザル方式により、委託業者を選定するための必要事項を記載するものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度精華町デジタル人材・起業家育成支援型事業

(2) 業務内容

別紙「令和7年度デジタル人材・起業家育成支援型事業委託提案仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月14日まで

(4) 業務委託料の上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。なお、消費税及び地方消費税額は10%で算出すること。）

3. プロポーザルに係る日程（予定）

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| (1) 実施要領の公表 | 令和7年4月24日（木） |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年5月 1日（木）まで |
| (3) 質問回答公開 | 令和7年5月 9日（金） |
| (4) 参加申込受付期間 | 令和7年4月24日（木）から
令和7年5月14日（水）まで |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和7年5月22日（木）まで |
| (6) 審査 | 令和7年5月26日（月）から
令和7年5月30日（金）の範囲内で設定 |
| (7) 結果通知予定日 | 令和7年6月6日（金） |

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 精華町における競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく

く再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 業務責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を配置できるものであること。
- (6) 本プロポーザルの参加申込書の提出期限日から本業務の契約の相手方の特定までの期間において、精華町の工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年精華町要綱第9号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 精華町暴力団排除条例（平成23年精華町条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 精華町の男女共同参画の推進について理解し、これに積極的に協力できるものであること。

5. 質問及び回答

本実施要領及び仕様書等に関して質問がある場合は、電子メール及びFAXにより別紙「質問書」にて下記まで送信すること。

- (1) 送信先 精華町役場 住民部 人権啓発課

電子メール：jinken@town.seika.lg.jp

FAX：0774-95-3974

TEL：0774-95-1919

※FAXにおいては、送信後、必ず電話により着信確認をすること。

- (2) 受付期間 令和7年5月1日（木）午後5時まで

- (3) 回答方法 令和7年5月9日（金）に、全ての質問及び回答をとりまとめたものを精華町ホームページ上で公開することとし、**個別の回答は行わない。**

6. 参加申込書等の提出

- (1) 提出書類：「プロポーザル参加申込書」、「プロポーザル参加申込受付票」

- (2) 提出場所：〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70

精華町役場 住民部 人権啓発課

- (3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。（郵送する場合は事前に連絡のうえ、提出期限内に必着であること。）

- (4) 提出期限：令和7年4月24日（木）から令和7年5月14日（水）午後5時まで【必着】
（来庁の場合：午前9時から午後5時まで、但し正午から午後1時を除く）

7. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類

①企画提案書（A4版様式任意 片面10枚以内）正本1部 副本4部 計5部

企画提案書には業務体制、詳細な業務役割分担及び年間スケジュールを記載すること。

②会社概要書（様式任意、会社パンフレットも可） 1部

③業務実績書（様式任意、会社パンフレットも可） 1 部

④見積書（A 4 版様式任意） 1 部

※見積書は、業務内訳明細を記載し、法人（団体）の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

また、人件費（報酬、給料及び職員手当等）、報償費（講師費用等）、旅費、交通費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、報酬、共済費等、改修費、など諸経費の内訳が判別できるようにできるだけ詳細に記載すること。なお、消費税及び地方消費税は、税率 10 % で算出すること。

※講師謝金については講演等 1 回につき 30 万円を超えないこと。

⑤ワークライフバランス等にかかる認定企業であることが確認できる書類 1 部

※えるぼし・くるみん・ユースエールの認定企業である場合は、そのことが確認できる資料を提出すること。（厚生労働省の認定企業公表HPの写しなど）

（2）提出場所：〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻 70

精華町役場 住民部 人権啓発課

（3）提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。郵送する場合は事前に連絡のうえ、提出期限内に必着であること。

（4）提出期限：令和 7 年 5 月 22 日（木）午後 5 時まで【必着】

（5）その他

①本提案の作成に要した費用、参加に要した経費については、提案者の負担とする。

②提出された企画提案書等については、提出後の差し替え、変更、削除等を行うことはできない。また、提出された企画提案書は返却しない。

8. 事業委託候補者の選定

（1）企画提案書の提出後に、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。本実施要領 9 及び町が想定する予算の範囲内で事業委託候補者を選定する。結果については、事業委託候補事業者に通知する。

プレゼンテーション及びヒアリングは令和 7 年 5 月 26 日から 5 月 30 日の範囲内で実施する。提案説明については、実際に本業務に携わる主担当者が出席した上で行うこととする。開催場所、時間等については別途連絡する。プレゼンテーションの時間は 1 社あたり 15 分とし、ヒアリングの時間を 10 分程度とする。提案説明の際、パソコン等が必要な場合は参加事業者にて準備すること（プロジェクター、スクリーン、延長コードは準備不要）。プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合、指定した時間に遅刻した場合には参加者を失格とする。

（2）企画提案書において、虚偽記載等があった場合や法人・団体の信頼性を疑うに足る重大な事実が判明した場合は、事業委託候補者の決定を取り消す場合がある。

（3）選定された事業委託候補者は、本要領及び関係法令を遵守し、誠実に対応しなければならない。

（4）応募後、選定前にやむを得ず辞退する場合は、その旨の理由を添えて届け出ること。

（5）事業委託候補者として決定後の辞退は、本町の男女平等参画の推進に大きな支障を来すため、原則として認めない。

9. 審査方法・内容

プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

(1) 選定方法

企画提案書の内容、見積書等の結果を基に、審査委員会において総合的に評価・審査し、最も得点が上位の者を契約の相手方としての優先交渉事業者として選定する。

(2) 審査基準

優先交渉事業者の選定は、以下の審査基準に基づき審査する。

区分	項目	審査事項	評価項目	配点 (点)
業務実施体制	1	実施体制	本事業を実施するにあたり、確実に遂行できる体制であるか。委託者と意思疎通が図れる体制となっているか。	5
	2	本事業に関する実績	本事業に関する十分な支援ノウハウ、実績を有しているか。	5
	3	個人情報の取り扱い	個人情報の取扱いに関する方針、守秘義務に関する取組、個人情報の漏えい等の防止策は具体的なものか。	5
	4	危機管理・トラブル対応等の取り組み	本事業を実施する上での危機管理体制やトラブル対応等の適切な措置がなされているか。	5
	5	情報発信・啓発に関する内容	情報発信・啓発に関して、具体的かつ実効性のある計画や方法が立てられているか。 町内企業や商工会議所に対しても情報発信啓発が講じられているか。	5
企画提案内容	6	セミナーや講義に関する内容①	対象者の現状やニーズを把握し、参加してみたいと思える魅力的な内容となっているか。 基礎講座受講者がステップアップ講座を受講したいと思える工夫がされているか。	10
	7	セミナーや講義に関する内容②	起業に関する知識習得や就労に直結するデジタルスキルを習得することが可能な内容となっているか。	10
	8	セミナーや講義の実施方法	受講に必要な機器や実施時間、託児の実施など実施方法等において誰もが参加しやすいように工夫されているか。参加者へのフォローアップが図られているか。	10
	9	独自性に関する内容	仕様書に定めた事項以外で、本事業を遂行する上で効果的な独自提案があるか。	10

ンス ワーク ライフ バラ	10	認定事業者の有無	・えるぼし認定企業 ・くるみん認定企業 ・ユースエール認定企業 ※認定なし0点、1つ1点、2つ3点、3つ5点	5
見積 価格	11	価格評価	「最低見積価格÷当該業者の見積価格×30点」 ※なお、小数点以下については四捨五入とする。	30
合計				100

※最高得点が複数であった場合は、見積金額がより廉価であった者を事業委託候補者とし、さらに見積金額も同額であった場合には、審査委員会の投票によって決定する。

※提案者が1社の場合もプロポーザルは実施するが、価格評価は行わないこととする。ただし評価結果において企画点が最低基準を満たさない場合は優先交渉事業者としない。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全ての参加事業者に対して、文書で通知する。

10. 契約の締結

プロポーザルにより決定した事業委託候補者を相手方として、委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

11. 連絡先

精華町 住民部 人権啓発課 男女共同参画係

TEL：0774-95-1919

FAX：0774-95-3974

電子メール：jinken@town.seika.lg.jp

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70